

令和2年度 住民主体の文化創造支援事業
(パレア若狭共催事業) 募集要領

(趣旨)

第1 この要領は、若狭町の芸術文化の振興、町民の生きがいつくり及び福祉・健康の推進等を図ること(以下「文化振興等」という。)を目的として、パレア若狭生きがい施設及び国民健康保険総合保険施設(以下「館」という。)で実施する事業を募集・選考し、若狭町パレア文化課(以下「町」という。)の共催事業として選定するために必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 募集する事業の実施者は、次の各号の全てに該当することとする。

- ① 特定の政治活動または宗教活動を目的としないこと。
- ② 営利を主たる目的としないこと。
- ③ 過去に共催及び後援を承認した際に承認条件の不履行がないこと。

(募集事業及び募集数)

第3 募集する事業は、広く一般に公開される文化振興等に関するもので、次の各号のものとする。

- (1) 「芸術鑑賞型」優れた芸術性や創造性を有する出演者または出展者(作品)を迎え、舞台芸術公演及び美術作品の鑑賞の場を提供するもの。(募集：6事業)
- (2) 「生涯学習型」専門的知識、技能や技術を提供するもので、地域住民や青少年にワークショップなどの体験的な学びの機会を提供するもの。(募集：24事業)

(事業実施期間及び日数)

第4 募集する事業の実施期間は、令和2年5月1日から令和3年3月31日までとし、実施日数については次の各号のとおりである。

- (1) 舞台公演：1～2日(リハーサル含む)
- (2) 作品展示：1～21日(準備・撤収含む)
- (3) ワークショップ：1～4日

(申請手続き)

第5 共催により事業を実施しようとする者は、若狭町共催等に関する取扱要綱(平成30年若狭町告示第22号)の規定による共催等承認申請書及び事業企画書(様式第1号)を町に提出するものとする。

2 事業は、町広報紙に掲載して募集し、前項の申請書は令和2年4月10日までに提出しなければならない。ただし、期間終了後も申込みが年間予定実施数に満たない場合は、期間終了後も随時申込みを可能とする。

3 申請については、1申請者につき「芸術鑑賞型」については1事業、「生涯学習型」については2事業までとする。

4 館内施設の予約については、申請者が行うこととする。

(選定)

第6 応募があった事業については、町が設置する「パレア若狭文化事業企画委員会」が審査する。

(選定結果の通知)

第7 町は、共催事業の承認を決定したときは、共催承認の可否について、速やかに応募者に通知するものとする。

(承諾の取消)

第8 共催を承認した事業であっても、その内容が選定基準に該当しなくなったとき、その他承認することが不適当となったときは、その決定を取り消すものとする。

2 町は、承認の取消によって損害等が発生した場合の賠償責任を負わないものとする。

(事業報告)

第9 共催の承認を受けた者は、事業終了後、速やかに事業実施報告書(様式第2号)を町に提出するものとする。

(報告及び調査)

第10 町は、共催事業に関して必要に応じて報告を求め、調査を行うことができる。

(関係書類の保管)

第11 共催の承認を受けた者は、事業実施に関する関係書類を整備し、事業実施の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町が別に定める。

附則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

共 催 事 業 用 務 分 担 表

用 務 内 容		主催者	町	備 考
		用務	用務	
共通	出演者（講師）との調整等	○	-	
	出演者（講師）への支払	○	-	
	チラシ・ポスター製作	○	△	パレア発行物の一部に掲載は可能
	町広報紙への掲載依頼	-	○	
	申込・入場券販促	○	△	
	ケータリング	○	△	町はポット、湯呑み等の貸出のみ
	会場使用料	△	○	事業実施期間以外の使用料は主催者負担
	備品使用料	△	○	パレア備品以外の備品は主催者負担
	駐車場警備	-	○	来場者200人以上の場合のみ必用
	会場準備・後片付け	○	△	
	記録	○	○	各自必用があれば
芸術鑑賞型	プログラム・図録の作成	○	-	
	舞台関係（進行等）	○	-	
	ピアノ調律	○	△	業者への連絡はパレアで行う
	音楽著作権の申請・支払	○	-	入場料が発生する場合
	チケット予約・販売	○	○	チケット管理システム利用可（※1・2）
	チケットもぎり・会場案内等	○	○	
	専門技術者（音響・照明が必要な場合）	○	○	貸館同様とする（※3）
生涯学習型	申込受付	○	○	パレアにて集約すること可
	当日の受付・集金	○	○	パレアが行う場合は要手数料（※2）
	進行・講師の対応	○	-	

※1 パレア若狭で取り扱うチケット数は貸館同様（最大50枚まで）とする

※2 パレア若狭にて販売・集金を行う場合は、販売手数料（売上金の5%）が必用とする

※3 事業実施日における専門技術者1名（8時間/日）と交通費以外にかかる委託費用は主催者が支払う

企画書の審査について

1 事業企画書の審査・評価

期限までに提出された事業企画書は、パレア若狭文化事業企画委員会（以下「企画委員会」という。）が審査し、企画委員会の意見を基に若狭町において最終決定します。事業企画書の評価の視点については次のとおりです。

- (1) パレア若狭共催事業としての適合性
 - ・芸術性や専門性の度合い・内容の充実度・施設との適合性
 - ・施設の収容力に適した集客性 など
- (2) 事業の実現可能性
 - ・主催者の事業遂行能力が十分にあること
 - ・適切な収支バランス など
- (3) 協働による事業推進の効率性
 - ・集客拡大、事業PRに向けた工夫、創造性、具体性 など
- (4) 期待される効果
 - ・芸術文化振興への寄与・新たな住民層の利用者拡大
 - ・生涯学習意欲向上への寄与 など

2 事業果実等の取扱

- (1) 事業果実（当該事業を録画・録音・撮影したもの）の著作権は若狭町及び主催者に帰属し、若狭町は必要な公表等に使用できるものとします。
- (2) 音楽著作権使用については、(財)日本音楽著作権協会に対して主催者にて申請、費用負担を行うこととします。
- (3) 事業企画書の著作権は事業企画書を作成した者に帰属しますが、若狭町は選定を行う作業の範囲において複製を作成し、配布することがあります。また、若狭町情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することがあります。また、事業企画書の内容に、第三者に属する著作権等の使用が含まれる場合は、当該権利者及び当該使用の申請及び使用料の支払先を明確にしてください。
- (4) 提出後の事業企画書の軽微な訂正は認めますが、事業企画書の内容の重大な変更となるような訂正、追加などは認めません。
- (5) 当該事業で知りえた個人情報等については、ほかに漏らさないようにしてください。

3 失格要件

次の要件の一つに該当する場合には、失格となることがあります。

- (1) 事業企画書の内容に虚偽がある場合
- (2) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (3) その他、企画委員会の協議の結果不適切と認められた場合

4 費用負担

事業企画書の作成及び提出にかかる費用については、事業企画書の作成者または提出者の負担とします。